

## 第16回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

(令和2年5月25日開催)

5月6日より、茨城県内の新型コロナウイルス感染者の発生は無し。

5月22日の茨城県知事の発表により、コロナ対策について、更なる緩和のお知らせがあった。

社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和については、5月25日から県の対策のステージを3から2に引き下げ緩和をする。「ステージ2」になると、外出の自粛(例外として、70歳を超えたご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方など、重症化のリスクが高い方々等については不要不急の外出の自粛を引き続き要請)、休業の要請、それぞれについて緩和が進む。更に2週間経った6月8日までに、感染症の状況が現在のように落ち着いていれば、さらに「ステージ1」とし、原則、自粛や休業要請等は解除となる状況まで戻すことを予定している。

上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおり。

### 市の対応について

#### (1) 公共施設の休館及び利用中止について

●屋内公共施設等の開館・利用開始は、6月8日以降、「ステージ1」への対策緩和を条件とし、引き続き、6月7日(日)まで休館・利用中止とする。

市民センター等の施設に関しても、上記に準じる。

●5月26日(火)より、下妻市立図書館の図書貸出対象者を拡大し、近隣市町の方への貸出・返却も再開とする。

※ 上記決定事項については、感染状況等や県の動向により変更となる場合がある。